

平成二十八年十二月二十日受領
答弁第二〇五号

内閣衆質一九二第二〇五号

平成二十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員柿沢未途君提出災害時避難所における「避難者名簿」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柿沢未途君提出災害時避難所における「避難者名簿」に関する質問に対する答弁書

一について

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成二十五年八月内閣府（防災担当）公表）においては、避難者名簿の様式（以下「名簿様式」という。）をあらかじめ作成し、印刷して避難所の備蓄倉庫等に保管しておくこと（以下「事前の様式作成等」という。）が望ましいとしたところであり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、地域の実情に合わせて判断されるべきものと認識している。

平成二十八年に発生した御指摘の自然災害に際して、各市町村が避難所を設置した場合には、必要に際し、避難者名簿を作成しているものと認識しているが、個別の市町村の避難者名簿の作成状況については把握していない。

二について

一について述べたとおり、事前の様式作成等については、各市町村において、地域の実情に合わせて判断されるべきものと認識していることから、政府として、一律の名簿様式を作成し、公表することや、

事前の様式作成等を市町村に義務付けることは考えていないが、各市町村が作成した名簿様式で他の各市町村の参考となるものについては、様々な機会を捉えて周知を図り、市町村において避難者名簿の適切な作成が図られるよう支援してまいりたい。